

岩手県告示第367号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和2年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 八幡平市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 八幡平都市計画道路事業3・4・3号大更駅前線
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成27年5月8日から令和6年3月31日まで